

奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長(所得税・法人税)

現行制度

奄美群島において、事業者が製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等の用に供する設備等を取得等した場合、5年間割増償却ができる。

施策の背景

奄美群島において、高齢化の進展や若年層を中心とした人口の流出等の課題に対応し、雇用機会の拡大、定住人口の確保を図るためには、奄美群島の市町村が推し進める地域外からの事業者誘致及び小規模零細な事業者を含めた民間事業者による投資促進を通じた内発的発展を実現することが必要。

人口減少・高齢化

全国や鹿児島県全体に比べ、人口減少・高齢化が進展。
 人口増減率(H17～H22)
 :全国+0.2% 県全体:△2.7% 奄美△6.1%
 高齢者率(H22)
 :全国 23.0% 県全体 26.5% 奄美 29.1%

若年層を中心とした人口流出

奄美群島の人口動態をみると、自然減は平成2年から始まっている一方、社会動態は昭和50年より一環して減少。
 平成23年の新規高校卒業者の群島内就職率は12.4%で、約9割が群島外に就職。

県平均を大きく下回る事業所規模

奄美群島の4人以上の事業所で1事業所あたりの従業員数は10.3人であり、県平均(28.8人)、全国平均(32.2人)を大きく下回っており、零細事業者が多い。

税制改正要望の結果

適用期限を平成27年3月31日まで1年間延長する。

対象業種、取得価額要件等

(1) 対象業種、取得価額要件等
 ■ 製造業・旅館業

資本金5,000万円以下	資本金5,000万円超1億円以下	資本金1億円超
500万円以上の機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る取得等	1,000万円以上の機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る新増設	2,000万円以上の機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る新増設

■ 農林水産物等販売業・情報サービス業等 500万円以上の機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る取得等

(2) 償却率 機械・装置：普通償却限度額の32%、建物・附属設備、構築物：普通償却限度額の48%

(3) 償却期間 5年